

**令和 7 年度子育て応援活動人材育成事業委託業務
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項**

1 業務名

令和 7 年度子育て応援活動人材育成事業委託業務

2 目的

大分県では「子育て満足度日本一」を目標に掲げ、結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目ない子育て支援に重点的に取り組んでいる。

核家族や共働き世帯の増加、地域との関係の希薄化等で、子育てに対する不安感や孤立感を抱える母親は少なくなく、「子育て満足度日本一」の実現のためには、それぞれの家庭が抱える課題やニーズに柔軟に対応できる、他職種・多世代をつなぎ活動を広げる、分野やサービスの隙間をケアする等の活動を担うことができる子育て応援団体の充実が不可欠である。

そこで、子育て応援団体の充実を図るため、現場対応力だけでなく、様々なニーズへの気づき・対応ができ、各地の優良事例を取り込むことの出来る能力を持つ次世代の中核人材（子育て応援活動リーダー）を養成し、幅広い年代を対象に子育て応援活動のきっかけづくりとなる講座を新たに実施することで子育て応援活動の担い手の増加を図るため、下記の事業を実施する。

3 業務委託の内容

別紙「令和 7 年度子育て応援活動人材育成事業委託業務仕様書」のとおり

4 業務委託先の選定方法及び契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、企画提案競技による随意契約とする。

5 限度額

1, 666, 500 円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。（10%））

6 参加資格等

参加資格は、次の全ての要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ① 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ会（オンラインも含む）等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- （４） 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （５） 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（１）～（４）を満たしていること。
- （６） 事業を適切に運営できる組織体制を備えていること。

7 提出書類等

(1) 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

書 類	内 容	提出部数
1 企画提案書 (様式１)	本事業の目的を踏まえた企画・提案をすること。任意様式により企画書を添付すること。 提出にあたっては、(２) 企画提案書提出にかかる留意事項を確認すること。	6 部
2 提案者概要書 (様式２)	名称、所在地、類似事業等の事業実績等を記載すること。	6 部
3 業務工程表	業務を実施する年間スケジュールを記載すること。	6 部
4 協力企業一覧表	業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。 ※複数の法人等でグループを構成して参加する場合は、代表者を定めて参加すること。なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で参加することはできない。	6 部

5 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	6 部
6 見積書	企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。	1 部原本 5 部写し
7 誓約書 (様式 3)		1 部原本
8 企画提案競技参加申込書 (様式 4)		1 部原本

(2) 企画提案書提出にかかる留意事項

- ・ A 4 サイズ。長辺綴じ。2 穴パンチ位置を考慮して印刷し、ファイル等による綴込みは行わないこと。
- ・ ステイプルは使用せず、クリップ等でとめること。
- ・ 様式 1 を表紙とし、提案は別紙 1 提案書評価基準表の順番で提案すること。
- ・ 表紙の次の頁に別紙 1 提案書評価基準表を添付し、提案書記載頁を記入した目次を添付すること。
- ・ 企画提案書の上限は 3 0 頁とする。（表紙、目次は頁数から除き、A 3 を入れる場合は 2 頁でカウントし、必ず片横印刷し、折り込むこと）

(3) 提出期限

企画提案競技参加申込書 令和 7 年 6 月 1 8 日（水） 1 7 時必着
上記以外の書類 令和 7 年 6 月 2 4 日（火） 1 7 時必着

(4) 提出方法

簡易書留郵便又は持参

(5) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県福祉保健部こども未来課 子育て支援班
TEL 0 9 7 - 5 0 6 - 2 7 1 3 FAX 0 9 7 - 5 0 6 - 1 7 3 9

8 審査について

(1) 審査方法

- ①企画提案関係書類による審査とし、審査基準に基づき、最優秀提案 1 件を選定する。
なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県こども未来課長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知する。
- ②最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、合計得点が 5 割に達し

ない場合は委託業者として選定しない。

(2) 審査基準

別紙1「提案書評価基準表」のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は令和7年7月9日（水）を目処に企画提案者に文書で通知する。なお、審査の内容は公表しないこととする。

9 質疑応答

企画提案書の作成に当たり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法及び提出先 電子メールで「12 問合わせ先」に提出
- (2) 質問受付期限 令和7年6月18日（水）17時まで
- (3) 質問票様式 質問票（様式5）のとおり
- (4) 回答方法 令和7年6月20日（金）17時までに、大分県福祉保健部こども未来課HPに回答を掲載する。

10 企画提案競技に係るスケジュール

- (1) 質問・参加申込書受付期限 6月18日（水）17時まで
- (2) 質問回答期限 6月20日（金）17時まで
- (3) 企画提案関係書類提出期限 6月24日（火）17時まで
- (4) 審査結果の通知 7月9日（水）（予定）
- (5) 委託契約締結 7月下旬（予定）

11 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な経費で原則として領収証等で確認できるものを対象とする。ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務とは直接関係のない経費及び備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- (5) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (6) 企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (8) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

1 2 問 合 せ 先

大分県福祉保健部こども未来課子育て支援班

TEL 0 9 7 - 5 0 6 - 2 7 1 3 FAX 0 9 7 - 5 0 6 - 1 7 3 9

MAIL a12470@pref.oita.lg.jp